

大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業実施要領

(趣旨・目的)

第1条 大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業（以下「本事業」という。）は、県内中小企業等による自家消費型エコエネルギー発電設備等の導入を支援することにより、原油・原材料等の価格高騰の影響を受けている県内中小企業等の負担を軽減し、エコエネルギーの導入を促進することに加え、喫緊の課題となっている賃上げを後押しすることを目的として実施する。

(事業の内容)

第2条 本事業の内容は、別表1に掲げる自家消費型エコエネルギー発電設備等の導入とする。

2 本事業の補助対象経費は、別表2に掲げるとおりとする。

3 本事業の補助率等は、別表3に掲げるとおりとする。

4 本事業の事業実施主体及び実施期間は、別表4に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第3条 事業実施主体は、事業を実施するときは、大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第4条に基づき、大分県エネルギー産業企業会の会長（以下「会長」という。）に交付申請書を提出するものとする。

(事業の運営)

第4条 事業実施主体は、本事業の目的達成のため、効果的な事業執行に努めなければならない。

(事業の指導)

第5条 会長は、この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、事業実施主体を支援・指導するものとする。

(助成措置)

第6条 会長は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して事業に要する経費の一部を補助するものとする。

(事業実施主体の責任)

第7条 事業実施主体は、申請する事業の実施及び経理の執行に一切の責任を持ち、仮に中止した場合でも、すべての精算が終了するまでは、責任をもって対処するものとする。

(実績報告)

第8条 事業実施主体は、事業が終了したときは、大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第10条に基づき、会長に実績報告書を提出するものとする。

(成果の発表)

第9条 事業実施主体は、事業の成果の発表に努めるものとする。

2 会長は、事業実施主体に対し、事業に基づき取得した成果の利用について指示することができるものとする。

(事業の繰越)

第10条 事業実施主体は、やむを得ない理由により、事業が年度内に完了しない場合は、繰越承認申請書（第1号様式）を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、会長が別に

定めるものとする。

附 則 この要領は、令和5年度大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金から適用する。

別表1（第2条関係）

設備名
①太陽光発電 (太陽光パネルの定格出力の合計とパワーコンディショナーの定格出力の合計のいずれか小さい方の値が10kW以上のものに限る。)
②風力発電 (上記①、②の設備は下記⑥または⑦との組み合わせが必須)
③バイオマス発電
④中小水力発電
⑤地熱(温泉熱)発電
⑥蓄電池 (上記①～⑤により発電した電力を蓄電し、定格容量の合計が10kWh以上のものに限る。)
⑦水電解装置及び水素タンク (上記①～⑤により発電した電力で水電解するものに限る。)
⑧ガスコージェネレーション

※事業所単位での申請は可能、可搬式蓄電池や電気自動車・プラグインハイブリッド車は対象外

※⑥と⑦のみの導入は対象外

別表2（第2条関係）

費目	内容	対象外
設計費	対象設備等の設置に係る設計に要する経費	
設備費	対象設備等の購入、製造等に要する経費	土地の取得及び賃借に係る費用、中古品等
工事費	補助事業の実施に必要な配電、配管等の工事に要する経費	建屋の建設及び改造費、既存構築物及び設備の撤去費、土地造成、整地等

※消費税及び地方消費税は対象外

別表3（第2条関係）

区分	補助率	補助上限額	補助下限額	要件
通常枠	1/2以内	600万円	100万円	
賃上げ枠	3/4以内	1,000万円		実績報告前の直近1ヶ月の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、交付申請前の直近1ヶ月と比較して、1.5%以上増加していること。（※要件を満たさなかった場合は交付決定を取り消す。）

※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

別表4（第2条関係）

事業実施主体	<p>大分県内に事業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人・社会福祉法人・学校法人、常時使用する従業員の数が100人以下の商工会・県商工会連合会及び商工会議所、その主たる業種について中小企業基本法第2条各号に掲げる従業員規模以下の特別な法律によって設立された組合又はその連合会・財団法人（一般・公益）・社団法人（一般・公益）・特定非営利活動法人。</p> <p>（ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、または、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く）を除く）を営む者を除く。）</p>
実施期間	交付決定日から交付決定当該年度以内

第1号様式（第10条関係）

大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業繰越承認申請書

年 月 日

大分県エネルギー産業企業会
会長 殿

住所（申請者の所在地）
名称（申請者の名称）
氏名（申請者の代表者の氏名）
連絡担当者（職名及び氏名）
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県中小企業等エコエネルギー導入支援事業について、年度内の完了が困難となったので、下記のとおり繰越承認を申請します。

記

- 1 事業の繰越を必要とする金額 円
- 2 1のうち補助金額 円
- 3 事業繰越理由
- 4 繰越事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - ・収支決算見込書（別添）
 - ・その他会長が必要と認める書類

別添

収支決算見込書

収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	収入決算 見込額	翌年度 繰越見込額	不用見込額	備考
補助金					
自己資金					
計					

支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	支出決算 見込額	翌年度 繰越見込額	不用見込額	備考
設計費					
設備費					
工事費					
計					

(注) 補助対象経費のみ記載すること。